

建築保全センター 2016年度公共建築月間 記念講演会

建築レガシー 誇りを次世代に

「残るべき」「残すべき」とは何か



首都大学東京名誉教授 深尾 精一氏

建築保全センターは、「平成28年度公共建築月間」記念行事として11月17日、東京の建築会館ホールで「保全技術研究会・記念講演会」を開いた。保全技術研究会では「戦略的な公共建築マネジメントの取り組み」をテーマに、パネルディスカッションや研究報告を行った。記念講演会では、首都大学東京名誉教授の深尾精一氏が、今回、新たにスタートした「建築のレガシー」シリーズの第1回講演者として登場、「建築のレガシー」次世代に残るべき公共建築はなにか」と題して、残るべき公共建築、残すべき公共建築とは何かについて、考察した。

次世代に残すべき公共建築は何かについて考えていきたいと思います。次世代に誇りを持って残せる建築とは何か。レガシーとしての建築とは何か。過去に引継がれてきた公共建築をレガシーとして次世代に引き継げるかというところが課題として浮かび上がってきた。一方で、これからどうなる公共建築を、次世代にレガシーとして引き継ぐかという課題もあります。また近年、建築当初からの価値に加えて、利用の仕方による価値を高めたり、リノベーション・コンバージョンを行う、残していくものもあります。このように、レガシーといっても多様な切り口があります。

（ことし、東京・上野にある国立西洋美術館をはじめとするル・コルビュジエの建築作品17件が「ル・コルビュジエの建築作品」として世界文化遺産登録されました。国立西洋美術館は世界各地に点在するル・コルビュジエ建築17件のうちの1つです。ル・コルビュジエの建築作品「近代建築運動への顕著な貢献」が認められました。これにより、



国立西洋美術館 (1959年)

レガシーとしての公共建築

建築保全センター理事長 尾島 俊雄氏

平成28年度公共建築月間の記念講演会「建築のレガシー」シリーズ第1回として、首都大学東京名誉教授の深尾精一先生



これまでに、記念講演会では、第1回に歴史シリーズとして平井聖先生、中村昌生先生、中村光男先生、藤森照信先生、鈴木博之先生に、第2回シリーズとしてストックマネジメントを

テーマに、青木繁先生、北川原温先生、内藤廣先生、松村秀一先生に講演していただいた。今回、レガシーシリーズのトップバッターとして、深尾先生に登場いただいたのは、ここで、公共建築とはなにかという議論を取りまとめたという点に、大変興味をもちました。また、2020年の東京オリンピックを契機に、関連する建築、施設がいかんにか、レガシーとなりうるかについて、方向性を示していただければと思います。



シドニーオペラハウス (1973年)

本邦の近代建築の中で、国立西洋美術館が世界遺産になったのは、建築を学んできた方々は理解できているでしょうが、一般の方々は、分からないのではないのでしょうか。

世界遺産の基準

世界遺産の登録基準は10項目ありますが、建築に関する項目は6項目です。建築のレガシーを考えると、世界遺産にはこうした登録基準があることを押さえておくことが重要です。

①人間の創造的才能を表す傑作である建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流またはある文化圏内の価値観の交流を示すものである②現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在である)③歴史上重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である④ある1つの文化(または複数の文化)を特徴付けるような伝統的居住形態もしくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。または、人類と環境とのふれあい

を代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)⑤顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)⑥ル・コルビュジエの17の建築作品は、これらの登録基準の中の①②③④⑤⑥の概念に当てはまり、登録されました。ル・コルビュジエの一連の作品の中には④歴史上重要な段階を物語る建築物その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である⑤は適用されていません。それは

長年にわたる17の作品だから、この基準が適用されなかったのでしょうか。

歴史的建造物

「シドニーのオペラハウス」は、1973年に完成したもので、世界遺産の中では、年代的に最も新しい建築物です。登録基準の「①人間の創造的才能を表す傑作である」だけが適用され、世界遺産となりました。

次に紹介する世界遺産の「サン・レオナルドの大聖堂」からアル・ケ・スナンの王立製塩所までの煎熬塩の生産は、製塩業の歴史を物語るもので、理想都市の面影を含むフランスの産業遺産です。アル・ケ・スナン王立製塩所は、ルイ15世の命により建設されたもので、建築家ロッド・ニコラ・ルドゥーが設計し、79年に完成しました。10年後の89年にはフランス革命により絶対王政が幕を閉じました。絶対王政時代に、金に糸目をつけずに建設された事例として、紹介しました。この登録基準は、①②④が適用されました。こうしたものがレガシーとして残っています。



ショーの製塩所 アル・ケ・スナン

ある意味、公共建築とはこうした絶対王政時代のものではな、フランス革命以後のものでしょう。別な言い方をすれば、市民が納税者としてクライアントとなり建設されたものが公共建築であると言えないでしょうか。そこで、公共建築に対するものとして、紹介したいと思います。

戦後の建築では、まずは、1951年に開館した鎌倉の神奈川県立近代美術館を紹介したいと思います。日本最古の近代美術館で坂倉三郎の設計によるもので、これは明らかにレガシーと言えますが、皆さん、ご承知のとおり諸問題があり、保存など今後の動向が注目されます。

前川國男の設計により、1975年に建設された東京都美術館の例を紹介したいと思います。開館以来、日展などが毎年開催されていたために、長期の休館を伴った改修が、30年以上が過ぎていました。そして、国立美術館ができたので、ようやく、2010年から大規模改修工事を行いました。実は、東側の企画展示棟は、地上部分はまったく新しくなり、12年4月に公募展示室、レストラン、ミュージアムショップ、アトラクションなどがリニューアルオープンしました。しかし、丁寧な改修設計がなされたため、変わったところもほとんどありません。維持保全も十分にできていると思います。古びたところが多い一方で、

一方、県庁舎と市庁舎などは、敷地にゆとりがあることが多いので、業務を継続しながら、敷地内で増築・新築することが可能です。それにより、古い建物も残ります。

このように建築の用途、地域条件により、個々の建物を持つべき条件は、多種多様です。公共建築をレガシーとして残すためには、あるべき条件と、一律に決めることはなかなか難しいでしょう。

2004年にロンクライフ部門は、対象作品の条件をそれまでの20年以上から30年以上にしましたが、今後この期間をさらに延長することが求められると思います。表彰対象となった建築をみてみますと、単に機能を追求めて設計されたものよりも、空間に元長性を持ったものがレガシーになっているように感じます。

これからの公共建築は、建築のレガシーを念頭に、単に長寿命化を図るのではなく、長寿命化に値する建築をつくり出すことが必要です。しかし、用途によって長寿命化の考え方は異なります。

図書館を例に挙げれば、昔のように要求機能を追求するだけでなく、元長性を持たせてつくられたものが、近年増えてきているように思います。ただ元長性を持たせると言いつつ、建築のレガシーというものを、どのようにとらえていくか課題が残ります。

また、設計をどう評価するか大きなポイントです。よい設計者により、物をつくってもらうことが肝要です。設計者の選定、選定に当たって、設計内容をどう評価するか、またまた日本では、うまく機能していないのではないのでしょうか。改善していく余地があります。同時に、あの設計がよかったのかどうかという、事後の評価を適切に行うことが求められます。

1988年、DOCOMOMO Internationalが、モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録・調査・保存を訴えるための国際的な学術組織として、オランダで発足しました。その64支部の1つとしてDOCOMOMO Japanがあります。同団体が日本におけるモダン・ムーブメントの建築として選定したものが、2016年現在で197件あります。

その中で公共建築は、戦前のものが17件、1950年代のものが27件、60年代が30件70年代のものが4件です。建築のレガシーを考えると、そのようなドコモモ選定建築物を参考にしたいと思っています。

いま、2020年の東京オリンピック開催を迎えるにあたり、1964年に開催された東京オリンピックのレガシーとして、国立代々木競技場を世界遺産にしようという運動がスタートしています。さまざまな意味で素晴らしい建築です。すでに、東京オリンピックの時に、観戦競技場として使われたことすら、知らない方もいます。広く一般の方々にも、この作品の良さを知っていただきたいと思っています。

代々木競技場を世界遺産に

世界遺産に

世界遺産に

世界遺産に



京都国立博物館 (1895年)



国立代々木競技場 (1964年)

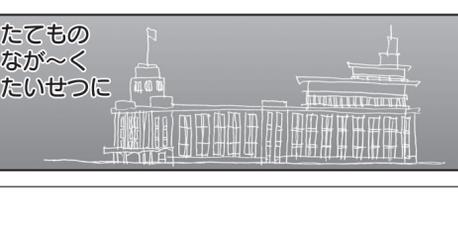
「歴史的建造物」は適用されていません。それは長年にわたる17の作品だから、この基準が適用されなかったのでしょうか。

「歴史的建造物」は適用されていません。それは長年にわたる17の作品だから、この基準が適用されなかったのでしょうか。

「歴史的建造物」は適用されていません。それは長年にわたる17の作品だから、この基準が適用されなかったのでしょうか。

「歴史的建造物」は適用されていません。それは長年にわたる17の作品だから、この基準が適用されなかったのでしょうか。

「歴史的建造物」は適用されていません。それは長年にわたる17の作品だから、この基準が適用されなかったのでしょうか。



「歴史的建造物」は適用されていません。それは長年にわたる17の作品だから、この基準が適用されなかったのでしょうか。